

第十三回国 参議院法務委員会會議録第二十一号

昭和二十七年四月四日(金曜日)午前十一時三十分開会

出席者は左の通り。

委員長 小野 義夫君  
理事 宮城タマヨ君  
伊藤 修君

委員

左藤 義詮君  
長谷山行毅君  
岡部 常君  
吉田 法晴君  
齋 武雄君  
羽仁 五郎君  
鍛冶 良作君  
衆議院議員  
政府委員  
法務政務次官 龍野喜一郎君  
法務府法制意 野木 新一君  
見第四局長  
法務府法務局長 岡原 昌男君  
民事法務局長 平賀 健太君  
総務室主幹 齋藤 三郎君  
中央更生保護委員 池田 浩三君  
中央更生保護委員 事務局長 長谷川 宏君  
中央更生保護委員 事務局長 西村 高見君  
常任委員会専門員 西村 高見君  
常任委員会専門員 西村 高見君

本日の会議に付した事件

○平和條約の実施に伴う民事判決の再審査等に関する法律案(内閣送付)

○平和條約の実施に伴う刑事判決の再審査等に関する法律案(内閣送付)

○日本国とアメリカ合衆国との間の安

全保障條約第三條に基づく行政協定に伴う民事特別法案(内閣送付)

○日本国とアメリカ合衆国との間の全保障條約第三條に基づく行政協定に伴う刑事特別法案(内閣送付)

○下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付)

○裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案(内閣送付)

○犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○住民登録法施行法案(衆議院提出)

○議員派遣要求の件

○委員長(小野義夫君) 只今より委員会を開きます。

本日は平和條約の実施に伴う民事判決の再審査等に関する法律案、平和條約の実施に伴う刑事判決の再審査等に関する法律案、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定に伴う民事特別法案、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定に伴う刑事特別法案、以上四案を便宜上一括議題に供します。なお念のため申し上げますが、四案はいずれも予備審査のものです。政府の御説明を願います。

○政府委員(龍野喜一郎君) 只今議題となりました平和條約の実施に伴う民事判決の再審査等に関する法律案の提

案理由を御説明申し上げます。  
この法律案は、平和條約第十七條(b)項の裁判の再審査に関する規定のうち民事判決に関する部分及び鑑定書C2項の規定の実施に必要な措置を講ずることを目的とするものであります。

先ず、民事判決の再審査であります。御承知の通り、平和條約第十七條(b)項により、日本国政府は、連合国人を原告又は被告として日本国の裁判所が行なつた裁判について、当該連合国人が訴訟手続において十分な陳述をすることができなかつた場合には、その裁判を再審査するための措置をとり、当該連合国人が右の裁判の結果損害を受けた場合には、その者を裁判前の地位に回復するか、又はそれと救済が與えられるようにしなければならぬことになつておるのであります。

この法律案におきましては、この再審査を我が民事訴訟法の再審査の方法によつて行うこととすると共に、再審査の結果による地位の回復又は救済についての原則的規定を設けることといたしました。即ち連合国人が日本国と当該連合国との間に平和條約が効力を生ずる日までに終局判決の言渡を受け、その判決が昭和十六年十二月八日以後に確定した場合であつて、当該連合国人が、同日以後日本と当該連合国との間に平和條約が効力を生ずる日までの訴訟手続において、原告又は被告として申立、主張、立証等、事件について十分な陳述ができなかつたときは、そ

の連合国人は日本と当該連合国との間に平和條約の効力が生じた日から一年以内に限り、その判決に対し民事訴訟法に定める再審査の訴を以て不服を申立てることができるといたし、又この再審査の訴において再審査の事由が認められ、且つ連合国人が原判決の結果損害を受けているときは、因は其の者を原判決前の地位に回復するか、又はその者に對しそれらの事情を考慮して公正衡平な救済を與える責に任ずること

を明らかにいたしましたのであります。なお地位の回復又は救済の手続につきましては、連合国人を当事者とす

る事件の実情等を考慮して、別に法律で定めることといたしております。

次に、鑑定書のC2項により、まず、手形、小切手等の流通証券の引受又は支拂のための呈示期間、拒絶証書作成期間等の期間が戰爭中に經過し、且つ當事者が戰爭中に呈示等をしなかつた場合には、平和回復後呈示等の行為ができるようにするため、平和條約の効力発生の日から三月以上の期間が與えられなければならないこととなつておりますので、この法律案はヴェルサイユ條約実施の際における我が国の先例等をも参酌の上、この期間を六月と定めました。

以上この法律案の内容につきまして概略御説明いたしました。何とぞよろしく御審議のほどお願いいたします。

次に、只今議題となりました平和條約の実施に伴う刑事判決の再審査等に関する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

この法律案は、民事判決の再審査等に関する法律案と同様平和條約第十七條(b)項に基くものでありまして、刑事判決の再審査等について必要な措置を講ずることを目的とするものであります。即ち連合国人が日本国の裁判所

で有罪の言渡を受け、その判決が昭和十六年十二月八日から日本国とその連合国との間に平和條約が効力を生ずる日までの間に確定した場合において、その連合国人がその間の訴訟手続において被告人として事件について十分な陳述ができなかつたときは、日本国とその連合国との間に平和條約が効力を生じた日から一年内にその判決に對して、連合国人の利益のために再審査の請求をすることができるといたすのであります。

この法律に基いて救済を與えるための手続としては、民事訴訟法に定められております再審査の手続を利用するのであります。正式な再審査の審判に入ります前に十分な陳述をしなかつたことが原判決に及ぼす影響の有無について審査する段階を設けて、原判決に影響を及ぼすと認めべき相当な理由のある場合に限りて再審査の開始決定をして審判することとしております。

次に、この法律による審判につきましては、一般の場合とは異なる特別を設けております。この法律に規定してあります事件については審理して判決を言い渡しますのは、以前の裁判におきまして十分な陳述ができなかつたことが判決にどの程度の影響を及ぼしたかを

明らかになることが目的であり、若し現在の事実と法令に基いて審判し、刑の降下、大赦又は特効完成によりまして免訴の判決を言い渡さなければならぬ場合が大部分となる虞れがあります。それではこの裁判をする目的を達することができませんので、原判決当時の事実及び刑罰法令に基いて審判することとしたしております。

このようにして審判しました結果、連合国人が原判決によつて損害を受けたことが明らかになつたときは、国はその者を原判決前の地位に回復するか、又はその者に対してそれらの事情の下において公正且つ衡平な救済を興えるのでありまして、その地位の回復又は救済の手續について別に法律で定めることとしたしております。

以上この法律案の内容につきまして概略御説明いたしました。何とぞよろしく御審議のほどお願いいたします。次に只今議題となりました日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定に伴う民事特別法案の提案の理由を御説明いたします。

この法律案は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定において規定されている事項のうち、民事に関するものについて特別の定めをしようとするものであります。即ち同協定第十八條三項において、安全保障條約に基き日本国内に駐留するアメリカ合衆国軍隊の活動に起因する不法行為上の損害については、日本国の被用者の行動から生ずる請求に關する日本国の法令に従つて、日本国がその賠償をすべきことが定めら

れ、又同協定第十八條第六項(B)においては、合衆国駐留軍の使用する施設又は区域内にある私有の財産に対して強制執行をする場合には、合衆国の当局が日本国の裁判所の要請に基き、それらの財産を差押えて日本国の当局に引き渡すべきことが定められておるのがあります。以上の二点はいずれも国民の権利義務に直接関係のある事項でありまして、行政協定の右の規定を実施いたしますためには、法律で特別の定めをする必要があるのであります。よつてこの法律案におきましては、第一條から第四條までにおいて合衆国駐留軍の活動に起因する不法行為上の損害については、国が不法行為に關する法令の規定の例に従つてその賠償の責任を負ふこと、その他損害の賠償に關する事項を規定し、第五條において、合衆国駐留軍の使用する施設又は区域内にある財産に対する強制執行に關する民事訴訟法の特例を規定したのであります。

以上簡單であります。この法律案の提案の理由を御説明いたしました。何とぞ慎重御審議の上、速かに可決せられんことを希望いたします。次に只今議題となりました日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定に伴う刑事特別法案につき、提案の理由を御説明申し上げます。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約の発効に伴い、同條約第三條に基き、日本国内及びその附近に配備されるアメリカ合衆国の軍隊に關しましては、行政協定の趣旨に則り、刑事上の実体法及び手續法に關して若干の特別規定を設ける必要が生じますの

で、この法律案を提出することとしたものであります。申すまでもなく、アメリカ合衆国軍隊並びにその要員に對しては、我が国既存の法令は原則としてその適用を見るのであります。右條第三條に基く行政協定の第十七條及び第二十三條等の條項により、刑事關係の法令に關して若干の特別措置を必要としたのであります。その必要最小限度の規定をこの法律案に取入れた次第であります。従いまして、言換へますならば、この法律案に特別に規定してない事項につきましては、原則として既存の各法令が適用されることと相成るわけでありませ

す。この法律案は第一章總則、第二章罪及び第三章刑事手續の三章二十カ條と附則から成つておるのであります。ここにこの法律案の主要点を申し上げます。先ず第一章總則の章は一カ條でありまして、この法律において使用する語の定義を定めたのであります。この定義は主として右に述べました安全保障條約及び行政協定第一條に定めておるところに従つたものであります。

次に、第二章罪の章は行政協定第十條及び第二十三條に基くものであります。すべて八カ條より成り、合衆国軍隊が使用する施設又は区域で、合衆国を禁じた場所に入る等の罪、アメリカ合衆国軍事裁判所が裁判権を行使する他人の刑事被告事件に關する証拠を隠滅する等の罪、合衆国軍事裁判所における偽証の罪、合衆国軍隊の軍用物を損傷する等の罪、合衆国軍隊の機密を侵す罪及び合衆国軍隊の構成員の制服を不当に着用する罪について規定

したものであります。いずれも既存の法令によつてはその法益を保護することができないものばかりであります。又これらの規定については、おおむね我が国現行法令又は過去の立法例を參照し、且つ新しい事態に即応いたしますよう、努めご妥當を期したものであります。

次に、第三章刑事手續の章は行政協定第十七條に基くものであります。すべて十一カ條より成り、日本国の法令による罪を犯したアメリカ合衆国軍隊の構成員、軍属又は家族の逮捕並びに合衆国軍隊への引渡し、合衆国軍隊の使用する施設又は区域内における逮捕その他人身を拘束する処分及び差押、捜索等の処分の執行、合衆国軍隊の使用する施設又は区域内等において逮捕された者についての日本側の受領、アメリカ合衆国軍事裁判所又は当局の刑事手續に對する我が国側の協力及び合衆国の軍事裁判所又は合衆国軍隊による拘留又は拘禁についての刑事補償法の適用など、いずれも刑事手續に關する現行の法令を以てしては処置し得ない問題を取上げて特別の規定を置いたものであります。これを要するに実体規定、手續規定を通じ、いずれも必要最小限度の特例を置くという方針を堅持すると共に、一般国民の人權の保護についてもできる限りの配慮をいたしておるものであります。

以上この法律案につきまして概略御説明申し上げたのであります。何とぞ慎重御審議のほどをお願いいたします。○委員長(小野義夫君) 御質疑はもう今日はやめて……、これは小委員会に

付託すべきものですね。ちよつと速記をやめて……。(速記中止) ○委員長(小野義夫君) 速記を始め……次に、下級裁判所の設立及び管轄区域に關する法律の一部を改正する法律案、最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に關する法律の一部を改正する法律案、裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案、犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案、以上四案につきまして政府の御説明を願います。

○政府委員(龍野喜一郎君) 只今議題となりました下級裁判所の設立及び管轄区域に關する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を説明いたします。

改正の要点は、次の三点であります。第一点は、土地の状況及び交通の便否等に鑑みまして、簡易裁判所の管轄区域を変更することでありませ。即ち市川簡易裁判所管内の千葉東葛飾郡鎌ヶ谷村を松戸簡易裁判所の管轄に、市川簡易裁判所管内の千葉東葛飾郡津田沼町、大和田町、豊富村、陸村、及び二宮町を千葉簡易裁判所の管轄に、大月簡易裁判所管内の山梨県北都留郡大目村を上野原簡易裁判所の管轄に、屋代簡易裁判所管内の長野県埴科郡松代町、西條村、豊栄村及び寺尾村を長野簡易裁判所の管轄に、小千谷簡易裁判所管内の新潟県三島郡片貝町、来迎寺村、岸塚村及び塚山地区を長岡簡易裁判所の管轄に、神戸簡易裁判所管内の神戸市兵庫区道場町、八多町及び大沢町を三田簡易裁判所の管轄に、石川飯田簡易裁判所管内の石川県鳳至郡野町を輪島簡易裁判所の管轄

に、呼子簡易裁判所管内の佐賀県東松浦郡漢村を唐津簡易裁判所の管轄に、六角簡易裁判所管内の佐賀県杵島郡大町町を武雄簡易裁判所の管轄に、志津川簡易裁判所管内の宮城県本吉郡十三浜村を石巻簡易裁判所の管轄に、二戸簡易裁判所管内の岩手県二戸郡田山村及び荒沢村を盛岡簡易裁判所の管轄にそれ〴〵変更しようとするものであります。

第二点は、簡易裁判所の所在地又はその名称の変更による庁名の改称であります。即ち高松地方裁判所管内の土庄簡易裁判所を庁舎の都合により、同郡の淵崎村に移転し、これを淵崎簡易裁判所と改称し、又簡易裁判所の所在地の名称の変更により、吉田簡易裁判所を富士吉田簡易裁判所に、岐阜中津簡易裁判所を中津川簡易裁判所に、柳河簡易裁判所を柳川簡易裁判所に、富島簡易裁判所を日向簡易裁判所に改称しようとするものであります。

以上第一点及び第二点につきまして、いづれも地元町村、関係官公署、地元弁護士会等の意向を十分斟酌し、最高裁判所とも協議して決定したものであります。

第三点は、市、町、村その他の行政区画に変更のあつたことに伴うこの法律の別表の改正であります。即ち従前の市、町、村が合併又は分離して、新たに市、町、村ができ、又市町村の一部が他の市町村に編入される等裁判所の管轄区域の基準となつた行政区画に変更のあつたもの等につきまして、この法律の別表を改正しようとするものであります。

以上簡單ではあります、この法律案の要点について御説明申し上げます。

た。何とぞよろしくお願いいたします。

次に、只今議題となりました最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

新憲法下における最高裁判所の職責の重大性に鑑み、民事事件に関する最高裁判所の裁判権を調整することが必要であるといふところから、第七回国会において、最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律が制定されたのであります。この法律は、御承知の通り、有効期間を施行の日から二年間と限られており、来る六月一日からその効力を失ふこととなつております。政府におきましては、この法律が臨時特例法として制定された趣旨に鑑み、民事上訴制度の全般につき更に検討する必要があるものと認め、最高裁判所事務総局の協力を得て研究を重ねて来たのであります。

上訴制度を改革するについては、下級審における手続その他民事訴訟手続の全般に亘り根本的に再検討をする必要があるとの結論に達したのであります。そこで昨年五月法制審議会にこの点につき諮問し、目下同審議会において鋭意検討審議中であります。併し何分問題が重大であります。遺憾ながら未だ成案を得るにいたつていないのであります。

然るに最高裁判所に対する民事及び刑事の上告事件、その後も年々増加の一途を辿つており、民事事件に関する最高裁判所の裁判権を調整する必要は、右法律施行当時と少しも變つておりません。

以上の事情に鑑み、この際最高裁判

所における民事上告事件の審判の特例に関する法律の有効期間を、更に二年間延長し、その間に、民事訴訟法の改正につき成案を得るよう努力したいと存する次第であります。

これが、この法律案を提出した理由であります。何とぞよろしくお願いいたします。

次に、只今議題となりました裁判所職員法等の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

先ず、裁判所職員定員法に関する改正について申し上げます。今回の改正は、裁判官以外の裁判所職員の定員は八十四人増員しようとするものであり、その内訳は裁判所事務官及び看護婦員合計七十人、裁判所技官及び看護婦員合計十四人となつておりますが、このうち裁判所事務官及び看護婦員は、最近の事情に鑑み、事件の審理の際における法廷内外の静穏を保持するための方法として、裁判所事務官及び看護婦員を、特に必要を認められた場合、裁判所の長の監督の下に、裁判所構内における警備に当らせ、或いは裁判長の指揮を受けて法廷における秩序維持に必要な命令の実施等を担当させるためのものであり、又技官及び看護婦員の増員は、家事審判事件、少年事件その他家庭裁判所の事件の処理におきましては、医師としての技官及び看護婦員の医学的見地からの調査が極めて重要でありまして、この種の職員の充実は、この際特に必要な事と考えられます。

未だその配置のない家庭裁判所にこれを新たに配置するためのものでもあります。

次に、前回の国会におきまして成立を見ました裁判所職員定員法等の一部

を改正する法律に関する改正であります。この法律の附則第三項におきましては、同法律により裁判所職員の定員が削減されたことにより不利益な取扱を受ける裁判所職員につきましては、国家公務員法に定める審査請求に関する規定を準用しないこととなつておるのであります。この点は、御承知の通り行政機関職員定員法の一部を改正する法律におきまして、当初の法案では、同様の内容の規定がございましたところ、国会における御審議の後、その部分が削除されたのであります。

その結果といたしまして、裁判所の職員と一般公務員との間に取扱の不均衡を生ずることとなりますので、この際右の附則第三項を削除いたすこといたしましたのであります。

最後に、檢察審査会法に関する改正について申し上げます。檢察審査会事務官は、裁判所事務官の中から命ぜられることになつておるのであります。只今申上げました通り、前国会におきまして、裁判所職員定員法の一部が改正され、裁判官以外の裁判所職員の定員が削減されましたので、これに伴ひまして今回檢察審査会法の関係規定について、これが調整をいたすこととした次第であります。

以上、この法律案の内容につきましては概略御説明いたしました。何とぞよろしく御審議のほどお願いいたします。

次に、只今上程になりました犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を申し上げます。

犯罪者予防更生法は、犯罪をした者の改善及び更生を図るために、その第三章において更生の措置に関する規定を設けているのであります。更生の措置を真に適切、周到且つ効果的に行いまするためには、同章の規定中二、三の点について改正又は補充を加える必要があることが明らかになつて参つたのであります。改正を要しまする部分は、第二十九條及び第三十條の仮釈放の審理に関する規定と、第四十五條に規定されておりますところの仮出獄の停止、引致状による引致及び留置に関する規定であります。補充を必要とするのは決定の告知に関する規定であります。犯罪者予防更生法の目的を達成するためには、この五点について本法に改正を加える必要があり、この法律案を提出いたしました次第であります。

次に、この法律案による改正の要旨を條文の順序に従つて申し上げます。

第一は、仮釈放の審理に関する第二十九條及び第三十條の規定の改正であります。仮出獄又は仮退院の審理におきましては、本人との面接が重要な意義を有するものでありますので、現行法では、本人の重病、重傷又は危篤の場合を除くはか、すべて面接を要するものと規定されておるのであります。が、現に実施中の行政整理の進行に伴ひまして、場合によっては面接についても相当に弾力性のある取扱をしなければならぬ実情となつて参りました。そこでこの法律案におきましては、仮出獄又は仮退院を許すことを相当と認める事案については、重病又は重傷の場合のほか、中央委員会の規則で定める場合には、委員の裁量により面接を省略することができるよう規定を改めると共に、審理を行う委

三

員と矯正施設の職員との連絡共助の關係についても合理化を図つた次第であります。

第二は、引致に関する規定の改正であります。引致状による引致は現行法では仮出獄中の者だけに対して行つておられますが、實際上更生の措置に遺漏なきを期するためには、仮退院中の者に対しても、審理のため留置を必要とする場合がありますので、その必要に依り得るよう改正を加えたのであります。

第五は、決定の告知に関する規定を新たに設けたことあります。中央委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会のなす決定については、本人に対する告知を要することは事理上当然であります。所在不明の場合等の決定については特別な告知の方法を定めておく必要があり、新たに第五十五條の二として、その規定を設けたのであります。

以上を以て提議の理由と内容の概略を申し上げたのであります。何とぞ慎重御審議の上、速かに御可決あらんことをお願いいたします。

第三は、この法律案の第二十四條の二、即ち保護観察の停止に関する規定であります。これは現行第四十五條中の仮出獄の停止に関する規定を改めたものであります。仮出獄の停止に関する現行法の規定は簡略に過ぎ、停止の効力について誤解を生ずる虞れもあつたので、今回は、仮出獄の停止という表現を廃して、保護観察の停止に改めると共に、停止の効果を明らかにし、更に一方では停止の範圍を必要最小限度にとどめ、他方ではこの処分により本人が不当に不利益を受けることがないようにするため、停止中の遵守事項違反を仮出獄取消の理由とするのであります。

○委員長(小野義夫君) 次に、住民登録法施行法案につきまして、提案者より御説明を願います。

○衆議院議員(根治良作君) 只今御提案になりました住民登録法施行法案について提案の理由を説明いたします。

昭和二十六年六月八日法律第二百十八号を以て公布されました住民登録法は、本年七月一日までの間において政令で定める日から施行されることとなつておりますが、同法におきましては、その施行の際、市町村の住民については最初になされる登録に關しましては、規定が設けられていないのであります。これは同法施行の際の最初の登録につきましては、別に施行法を制定して、これにおいて最初の登録に関する規定を設ける趣旨であつたからであります。只今議題となつております住民登録法施行法案は、この施行法に相当するものであります。住民登録法施行の際、現に市町村の区域内に住所を有する者についてすべき最初の登録に關して住民登録法の特例を定め、その完全な実施を図らうとするものであります。

申すまでもなく、住民登録法は市町村においてその住民全部を登録することによつて、住民の居住關係を公証し、その日常生活の利便を図ると共に、常時人口の状況を明らかにし、各種行政事務の適正で簡易な処理に資することを目的とするものであります。従つて、國民の利便並びに地方自治及び国政全般に及ぼす影響の重大性に鑑み、同法施行の際、市町村の住民全部を漏れなく正確に登録することが必要であります。けだし最初の登録は住民登録制度の基礎となるものであります。その成果の如何は、その後における制度の運用を左右すると申しても過言ではないからであります。

この法律案は、昨年九月二十一日衆議院法務委員会の決議いたしました住民登録法実施基本方針に基づき、住民の一斉調査をなし、最初の登録の正確を期することを眼目として行つておりますが、その内容中主眼点を申し上げますと、第一に、市町村は住民登録法施行の際、その区域内に住所を有する者については住民票を、本籍を有する者については戸籍の附票を複製すべきものとして行つておられます。第二に、住民登録法施行の際、市町村の区域内に住所を有する者について、世帯主その他の者に住民票の記載事項につき届出義務を課すると共に、市町村は届出の勵行及び住民票の記載の正確を図るため、住民票の記載事項を各世帯について調査すべきものとして行つておられます。第三に、住所と本籍地とを異にする者につきましては、戸籍の附票の複製を可能にすると共に住民票の記載の正確を図るため、住所と本籍地の市町村は住民票の記載事項に關し相互に通知をすることとして行つておられます。第四に、最初の住民票の複製に關し市町村の事務を補助させるため、市町村においては調査員を置くべきものとして行つておられます。第五に、住民登録法の施行に伴い寄留法を廃止するほか、その他の関係法律に所要の改正を加えることとして行つておられます。

以上簡單であります。この法律案の提案の趣旨及びその内容の概略を説明いたしました。何とぞ慎重御審議の上速かに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(小野義夫君) 次に、議員派遣についてお諮りいたします。四月中旬に集團暴力行為の案情を調査するために議員派遣を行いたいと思つておりますが、御異議ございませんか。

○委員(小野義夫君) 御異議ないと認めます。なお派遣議員の人数、派遣地、派遣日数等は便宜委員長及び理事に御一任願いたいと思つておりますが、御異議ございませんか。

○委員(小野義夫君) 御異議ないと認めます。さう取り計らいます。これにて本日は散会いたします。

四月三日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、刑事訴訟法の一部を改正する法律案  
刑事訴訟法の一部を改正する法律案  
刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百三十一号)の一部を次のように改正する。

第六十條第二項但書中「第八十九條第一号又は第三号乃至第五号」を「第八十九條第一号、第三号乃至第五号又は第七号」に改める。

第七十一條中「勾引状」を「勾引状若しくは勾引状」に改める。

第七十二條中「勾引状」を「勾引状若しくは勾引状」に改める。

第七十二條中「勾引状」を「勾引状若しくは勾引状」に改める。

第七十二條中「勾引状」を「勾引状若しくは勾引状」に改める。

状又は勾留状」に改める。  
第七十三條第三項中「勾引状又は勾留状を所持しない場合において」を「勾引状又は勾留状を所持しないためこれを示すことができない場合において」に改める。

第八十九條第一号中「無期の懲役」を「無期若しくは短期一年以上の懲役」に改め、同條第五号中「氏名及び住居」を「氏名又は住居」に改め、同号を同條第七号とし、同條第四号を第五号とし、同條第三号の次に次の一号を加える。

四 被告人が多衆共同して罪を犯したものであるとき。  
第八十九條第五号の次に次の一号を加える。

六 被告人が、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させる行為をすることを疑うに足りる充分な理由があるとき。  
第九十二條に次の一項を加える。  
檢察官の請求による場合を除いて、勾留を取り消す決定をするときも、前項と同様である。但し、急速を要する場合は、この限りでない。  
第九十六條第一項を次のように改める。

裁判所は、左の各号の一にあたる場合には、檢察官の請求により、又は職権で、決定を以て保釈又は勾留の執行停止を取り消すことができる。  
一 被告人が、召喚を受け正当な理由がなく出頭しないとき。  
二 被告人が逃亡し又は逃亡する

と疑うに足りる相当な理由があるとき。

三 被告人が罪証を隠滅し又は罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき。

四 被告人が、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者の身体若しくは財産に害を加え若しくは加えようとし、又はこれらの者を畏怖させる行為をしたとき。

五 被告人が住居の制限その他裁判所の定めたる條件に違反したとき。  
第九十八條に次の二項を加える。  
前項の書面を所持しないためこれを示すことができない場合において、急速を要するときは、同項の規定にかかわらず、檢察官の指揮により、被告人に対し保釈若しくは勾留の執行停止が取り消された旨又は勾留の執行停止の期間が満了した旨を告げて、これを收監することができる。但し、その書面は、できる限り速やかにこれを示さなければならぬ。

第七十一條の規定は、前二項の規定による收監についてこれを準用する。  
第九十三條の次に次の一條を加える。  
第九十三條の二 勾引状の執行を受けた証人を護送する場合又は引致した場において必要があるときは、一時最寄の警察署その他の適当な場所にこれを留置することができる。  
第九十六條に次の一項を加える。

証人は、あらかじめ旅費、日当又は宿泊料の支給を受けた場合において、正当な理由がなく、出頭せず又は宣誓若しくは証言を拒んだときは、その支給を受けた費用を返納しなければならない。  
第九十七條第二項中「留置状」を「鑑定留置状」に改め、同條第二項の次に次の二項を加える。  
第一項の留置につき必要があるときは、裁判所は、被告人を收容すべき病院その他の場所の管理者の申出により、又は職権で、司法警察職員に被告人の看守を命ずることが出来る。  
裁判所は、必要があるときは、留置の期間を延長し又は短縮することができる。  
第九十七條に第六項として次の一項を加える。  
第一項の留置は、未決勾留日数の算入については、これを勾留とみなす。  
第九十七條の次に次の一條を加える。  
第九十七條の二 勾留中の被告人に対し鑑定留置状が執行されたときは、被告人が留置されている間、勾留は、その執行を停止されたものとする。  
前項の場合において、前條第一項の処分が取り消され又は留置の期間が満了したときは、第九十八條の規定を準用する。  
第九十八條第一項に次の但書を加える。  
但し、被告人が貧困のため訴訟費用を納付することのできないことが明らかであるときは、この限りでない。

第八十四條中「上訴又は再審の請求」を「上訴又は再審若しくは正式裁判の請求」に、「上訴又は再審に關する費用」を「上訴、再審又は正式裁判に關する費用」に改める。  
第九十八條第二項中「供述を拒むことができる旨」を「自己に不利な供述を強要されることがない旨」に改める。

第九十八條の次に次の一條を加える。  
第九十八條の二 裁判官は、死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮にあたる事件につき、犯罪の証明に欠くことのできない共犯その他の関係人又は証拠物が多数であるため檢察官が前條の期間内にその取調を終ることができないと認めるときは、その取調が被疑者の釈放後では甚しく困難になると認められる場合に限り、檢察官の請求により、同條第二項の規定により延長された期間を更に延長することができる。この期間の延長は、通じて七日を超えてはならない。

第九十九條の次に次の一條を加える。  
第九十九條の二 檢察官、檢察事務官又は司法警察職員は、令状に差し押えるべき物の所在すべき場所が記載されており、且つ、その場合においてこれを発見することができない場合において、その物の所在する場所が明らかとなつたときは、急速を要する場合に限り、処分を受けるべき者にその事由及び被疑事件を告げてその場所を看守することができる。

第二百二十四條第二項に次の後段を加える。  
この場合には、第六十七條の二の規定を準用する。  
第二百五十四條第一項但書を削る。  
第二百五十五條中「起訴状の謄本の送達」の下に「若しくは略式命令の告知」を加える。  
第二百九十一條の次に次の二條を加える。  
第二百九十一條の二 被告人が、前條第二項の手續に際し、起訴状に記載された訴因について有罪である旨を陳述したときは、裁判所は、檢察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、有罪である旨の陳述のあつた訴因に限り、簡易公判手續によつて審判をする旨の決定をすることができる。但し、死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮にあたる事件については、この限りでない。

第二百九十一條の三 裁判所は、前條の決定があつた事件が簡易公判手續によることのできないものであり、又はこれによることが相当でないものであると認めるときは、その決定を取り消さなければならぬ。  
第二百九十二條中「前條」を「第二百九十一條」に改める。  
第二百九十七條の次に次の一條を加える。  
第二百九十七條の二 第二百九十一條の二 第二百九十一條の三 第二百九十六條、第二百九十七條、第三百條乃至第三百二條及び第三百四條乃至前條の規定は、

第二百二十四條第二項に次の後段を加える。  
この場合には、第六十七條の二の規定を準用する。  
第二百五十四條第一項但書を削る。  
第二百五十五條中「起訴状の謄本の送達」の下に「若しくは略式命令の告知」を加える。  
第二百九十一條の次に次の二條を加える。  
第二百九十一條の二 被告人が、前條第二項の手續に際し、起訴状に記載された訴因について有罪である旨を陳述したときは、裁判所は、檢察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、有罪である旨の陳述のあつた訴因に限り、簡易公判手續によつて審判をする旨の決定をすることができる。但し、死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮にあたる事件については、この限りでない。

第二百九十一條の三 裁判所は、前條の決定があつた事件が簡易公判手續によることのできないものであり、又はこれによることが相当でないものであると認めるときは、その決定を取り消さなければならぬ。  
第二百九十二條中「前條」を「第二百九十一條」に改める。  
第二百九十七條の次に次の一條を加える。  
第二百九十七條の二 第二百九十一條の二 第二百九十一條の三 第二百九十六條、第二百九十七條、第三百條乃至第三百二條及び第三百四條乃至前條の規定は、

第二百二十四條第二項に次の後段を加える。  
この場合には、第六十七條の二の規定を準用する。  
第二百五十四條第一項但書を削る。  
第二百五十五條中「起訴状の謄本の送達」の下に「若しくは略式命令の告知」を加える。  
第二百九十一條の次に次の二條を加える。  
第二百九十一條の二 被告人が、前條第二項の手續に際し、起訴状に記載された訴因について有罪である旨を陳述したときは、裁判所は、檢察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、有罪である旨の陳述のあつた訴因に限り、簡易公判手續によつて審判をする旨の決定をすることができる。但し、死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮にあたる事件については、この限りでない。

これを適用せず、証拠調は、公判期日において、適当と認める方法でこれを行うことができる。  
第三百十五條の次に次の一條を加える。

第三百十五條の二 第二百九十一條の二の決定が取り消されたときは、公判手続を更新しなければならぬ。但し、検察官及び被告人又は弁護人に異議がないときは、この限りでない。  
第三百二十條に次の一項を加える。

第二百九十一條の二の決定があつた事件の証拠については、前項の規定は、これを適用しない。但し、検察官、被告人又は弁護人が証拠とすることに異議を述べたものについては、この限りでない。  
第三百三十九條第一項中「第一号を第二号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。」

一 第二百七十一條第二項の規定により公訴の提起がその効力を失つたとき。  
第三百四十四條中「第八十九條」を「第六十條第二項但書及び第八十九條」に改める。

第三百四十五條中「公訴棄却、管轄違」を「公訴棄却（第三百三十八條第四号による場合を除く。）」に、「判決の宣告」を「裁判の告知」に改める。

第三百五十九條中「上訴の取下」を「上訴の放棄又は取下」に改める。  
第三百六十條中「被告人の同意」を「書面による被告人の同意」に、「上訴の取下」を「上訴の放棄又は

取下」に改め、同條の次に次の二條を加える。  
第三百六十條の二 死刑の判決に対する上訴は、前二條の規定にかかわらず、これを放棄することができる。

第三百六十條の三 上訴放棄の申立は、書面でこれをしなければならぬ。  
第三百六十一條中「上訴の取下」を「上訴の放棄又は取下」に改める。  
第三百六十七條中「上訴の取下」を「上訴の放棄若しくは取下」に改める。

第三百八十二條の次に次の一條を加える。  
第三百八十二條の二 やむを得ない事由によつて第一審の弁論終結前に取調を請求することができなかつた証拠によつて証明することのできる事実であつて前二條に規定する控訴申立の理由があることを信ずるに足りるものは、訴訟記録及び原裁判所において取り調べた証拠に現われている事実以外の事実であつても、控訴趣意書にこれを援用することができる。

第一審の弁論終結後判決前に生じた事実であつて前二條に規定する控訴申立の理由があることを信ずるに足りるものについても、前項と同様である。  
前二條の場合には、控訴趣意書に、その事実を疎明する資料を添附しなければならぬ。第一項の場合には、やむを得ない事由によつてその証拠の取調を請求することができなかつた旨を疎明する資

料をも添附しなければならない。  
第三百八十四條中「第三百七十七條乃至前條」を「第三百七十七條乃至第三百八十二條及び前條」に改める。

第三百八十六條第一項第三号及び第三百九十二條第二項中「第三百七十七條乃至第三百八十二條」を「第三百七十七條乃至第三百八十二條及び第三百八十三條」に改める。

第三百八十六條第一項第三号及び第三百九十二條第二項中「第三百七十七條乃至第三百八十二條」を「第三百七十七條乃至第三百八十二條及び第三百八十三條」に改める。  
第三百九十三條第一項但書を次のように改める。

但し、第三百八十二條の二の疎明があつたものについては、刑の量定の不当又は判決に影響を及ぼすべき事実の誤認を証明するため、に欠くことのできない場合に限り、これを取り調べなければならぬ。  
第三百九十三條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

控訴裁判所は、必要があると認めるときは、職権で、第一審判決後の刑の量定に影響を及ぼすべき情状につき取調をすることができる。  
第三百九十三條に第四項として次の一項を加える。

第一項又は第二項の規定による取調をしたときは、検察官及び弁護人は、その結果に基づいて弁論をすることができる。  
第三百九十六條中「第三百七十七條乃至第三百八十三條」を「第三百七十七條乃至第三百八十二條及び第三百八十三條」に改める。  
第三百九十七條中「第三百七十七條乃至第三百八十三條」を「第三百

七十七條乃至第三百八十二條及び第三百八十三條」に改め、同條に次の一項を加える。  
第三百九十三條第二項の規定による取調の結果、原判決を破棄しなれば明らかに正義に反すると認めるときは、判決で原判決を破棄することができる。

第四百五十一條第二項中「第三百三十九條第一項第三号」を「第三百三十九條第一項第四号」に改める。  
第四百六十條第二項中「第三百九十三條第二項」を「第三百九十三條第三項」に改める。

第四百六十一條第二項を削り、同條の次に次の一條を加える。  
第四百六十一條の二 検察官は、略式命令の請求に際し、被疑者に対し、あらかじめ、略式手続を説明させるために必要な事項を説明し、通常の規定に従い審判を受け、ることができる旨を告げた上、略式手続によることについて異議がないかどうかを確めなければならぬ。

被疑者は、略式手続によることについて異議がないときは、書面でのその旨を明らかにしなければならぬ。  
第四百六十二條に次の一項を加える。  
前項の書面には、前條第二項の書面を添附しなければならない。  
第四百六十三條に次の三項を加える。

検察官が、第四百六十一條の二に定める手続をせず、又は前條第二項に違反して略式命令を請求したときも、前項と同様である。

裁判所は、前二項の規定により通常の規定に従い審判をするときは、直ちに検察官にその旨を通知しなければならない。  
第一項及び第二項の場合には、第二百七十一條の規定の適用があるものとする。但し、同條第二項に定める期間は、前項の通知があつた日から二箇月とする。

第四百六十三條の次に次の一條を加える。  
第四百六十三條の二 前條の場合を除いて、略式命令の請求があつた日から四箇月以内に略式命令が被告人に告知されないときは、公訴の提起は、さかのぼつてその効力を失う。

前項の場合には、裁判所は、決定で、公訴を棄却しなければならぬ。略式命令が既に検察官に告知されているときは、略式命令を取り消した上、その決定をしななければならない。  
前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第四百六十四條及び第四百六十五條第一項中「七日以内」を「十四日以内」に改める。  
第四百六十七條中「第三百五十五條乃至第三百五十七條及び第三百五十九條乃至第三百六十五條」を「第三百五十五條乃至第三百五十七條、第三百五十九條、第三百六十條及び第三百六十一條乃至第三百六十五條」に改める。

第四百七十四條但書を次のように改める。  
但し、検察官は、重い刑の執行を停止して、他の刑の執行をさせ

ることができる。

第四百八十二條但書を削る。

第四百九十九條第一項中「官報で」を「政令で定める方法によつて」に改める。

第五百條第一項中「訴訟費用の負担を命ずる裁判を言い渡した裁判所に」を「裁判所の規則の定めるところにより」に、同條第二項中「十日」を「二十日」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

2 この附則で「新法」とは、この法律による改正後の刑事訴訟法をいい、「旧法」とは、従前の刑事訴訟法をいう。

3 新法は、特別の定がある場合を除いては、新法施行前に生じた事項にも適用する。但し、旧法によつて生じた効力を妨げない。

4 前項但書の場合において、旧法によつてした訴訟手続で新法にこれに相当する規定があるものは、新法によつてしたものとみなす。

5 新法施行前に正式裁判の請求をした事件で新法施行後にその取下的な事件のもの訴訟費用の負担については、新法施行後も、なお従前の例による。

6 新法施行の際すでに控訴趣意書の差出期間を経過した事件の控訴裁判所における事実の取調については、新法施行後も、なお旧法第三百九十三條第一項但書の規定を適用する。

7 新法施行前すでに略式命令の請求があつた事件の略式手続につい

ては、なお従前の例による。正式裁判の請求をすることができる期間についても、同様である。

8 新法施行の際まだ略式命令の請求をしていない事件であつても、新法施行の際すでに檢察官から被疑者に対し略式命令の請求をすることを告げているものについては、これを告げた日から七日を経過した後であつて、且つ、略式手続によることについて被疑者に異議がない場合には、新法第四百六十一條の二及び第四百六十二條第二項の規定にかかわらず、略式命令をすることができる。

昭和二十七年四月十日印刷

昭和二十七年四月十一日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所